その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百八十二号

海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十四年八月十七日

防衛大臣　森本　敏

期間　平成二十四年九月一日から同年十月三十一日までの間、〇七〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区域　百里沖海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一二、一九二メートルまでの間

(ア)　北緯三六度〇五分〇〇秒　東経一四一度二〇分四八秒

(イ)　北緯三六度三八分三六秒　東経一四一度二〇分四八秒

(ウ)　北緯三六度四〇分四三秒　東経一四二度一〇分四六秒

(エ)　北緯三六度〇九分五九秒　東経一四一度五九分五二秒

(オ)　北緯三六度〇五分〇〇秒　東経一四一度四六分〇四秒

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百八十三号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十四年八月十七日

防衛大臣　森本　敏

期間　平成二十四年九月一日から同年十月三十一日までの間、〇七〇〇から一八〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区域　三沢沖海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

(ア)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度一〇分四七秒

(イ)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

(ウ)　北緯四〇度四四分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

(エ)　北緯四〇度二四分一〇秒　東経一四二度三二分四七秒

(オ)　北緯四〇度二四分一〇秒　東経一四二度一三分四七秒

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百八十四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十四年八月十七日

防衛大臣　森本　敏

日時　平成二十四年九月十八日から同月二十一日までの間、毎日〇七〇〇から一七〇〇まで

区域　九州北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三四度四三分三一秒　東経一三〇度五二分〇一秒

(イ)　北緯三四度〇八分五二秒　東経一三〇度二九分〇一秒

(ウ)　北緯三四度一六分五七秒　東経一三〇度一二分三七秒

(エ)　北緯三四度五一分一一秒　東経一三〇度三五分〇六秒

航空機四機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百八十五号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十四年八月十七日

防衛大臣　森本　敏

期間　平成二十四年九月三日から同年十一月二日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで

区域　日向灘東方海面及び足摺岬沖海面の次の(ア)から(コ)までの十点を順次結んだ線及び(ア)の点と(コ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度四、五七二メートルまでの間

(ア)　北緯三二度三七分五一秒　東経一三二度〇二分一三秒

(イ)　北緯三二度〇九分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(ウ)　北緯三二度〇一分四三秒　東経一三二度五九分五一秒

(エ)　北緯三二度〇二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(オ)　北緯三二度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(カ)　北緯三二度〇四分一三秒　東経一三三度〇七分五一秒

(キ)　北緯三二度二五分一三秒　東経一三二度〇七分五一秒

(ク)　北緯三二度三〇分四三秒　東経一三三度〇九分二一秒

(ケ)　北緯三二度〇〇分一三秒　東経一三二度三四分五一秒

(コ)　北緯三二度〇三分一三秒　東経一三三度三七分五一秒

その他　一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百八十六号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十四年八月十七日

防衛大臣　森本　敏

期間　平成二十四年九月三日から同年十一月二日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで

区域　五島列島南方海面の次の(ア)から(エ)までの四点を順次結んだ線及び(ア)の点と(エ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度四、五七二メートルまでの間

(ア)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒

(イ)　北緯三一度四七分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒

(ウ)　北緯三一度四七分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

(エ)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

その他　一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百八十七号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十四年八月十七日

防衛大臣　森本　敏

期間　平成二十四年九月三日から同年十月十七日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

区域　北九州沖海面の次の(ア)から(エ)までの四点を順次結んだ線及び(ア)の点と(エ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度二四四メートルまでの間

(ア)　北緯三四度五一分一一秒　東経一三〇度三五分〇六秒

(イ)　北緯三四度四三分三一秒　東経一三〇度五二分〇一秒

(ウ)　北緯三四度〇八分五二秒　東経一三〇度二九分〇一秒

(エ)　北緯三四度一六分五七秒　東経一三〇度一二分三七秒